



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:鄭

# パートタイマーにも定期健診を実施していますか？



新年度が始まり、定期健診を行う季節になってきました。そこで今回は、パートタイマーにも会社の定期健診は必要なのか、対象となるのはどんな場合なのかについて考えたいと思います。

## 雇入時健診&定期健診の対象

### 常時使用する労働者

労働安全衛生法では「常時使用する労働者」に対して雇入れ時の健康診断および一般定期健康診断を義務付けています。パートやアルバイトでも一定の基準を満たす場合は「常時使用する労働者」に該当し、健康診断を実施する必要があります。



### パートタイマーは？

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成19年10月1日基発第1001016号)で、実施すべき労働者の範囲をこのように定めています。

- ① 1年以上使用される(見込み含む)者
- ② 週の所定労働時間が正社員の4分の3以上

※①、②どちらの要件をも満たす者

②の範囲については**社会保険に加入すべき範囲**と似ており、実施対象者選定の際には参考にできるかと思えます。

**H25年4月15日 労働新聞より**

**問** パートで定期健康診断の対象となるのはどのような者でしょうか。協会けんぽの被扶養者であれば「特定健康診査」(特定健診)を受診してもらいたいのですが。

**答** パートなどの短時間労働者のうち、1年以上使用され(雇用見込みを含む)、かつ、週の所定労働時間が

「パートに定期健診?」「特定健康診査」あるが

パートで定期健康診断の対象となるのはどのような者でしょうか。協会けんぽの被扶養者であれば「特定健康診査」(特定健診)を受診してもらいたいのですが。

【静岡・N社】が正社員の4分の3以上の者は、定期健診を実施しなければなりません(平19・10・1基発1001016号)。一方、

週の所定労働時間が2分の1以上の場合は、実施が「望ましい」とされています。

40歳以上の協会けんぽの被保険者・被扶養者は、

特定健診の受診が可能で、費用面では特定健診が、診療機関にかかるとの対し、安衛法の定期健診は事業者負担(昭47・9・18基発602号)です。

安衛法に基づく健診の項目は、特定健診の基本的な項目を包含しています。医療保険者は、事業者から健診データが受領でき、特定健診の必要項目の結果が得られたと判断できる場合は、特定健診を実施しなくてもよいとしています(各種健診等の連携についての考え方に関するQ&A)平19・8厚生労働省)。

所定労働時間が正社員の4分の3以上なら、定期健診の対象です。仮に被扶養者に対しても、安衛法に基づく健診を実施

するならば、特定健診よりも優先します(高齢者医療確保法21条)。

## その他の注意点等

- 派遣労働者の雇入時健診&定期健診は、**派遣元に実施義務**があります。
- 深夜労働や特定の有害な業務に就く方の健康診断等は、別に法令の定めがあります。
- 週所定労働時間が4分の3未満2分の1以上の労働者は、**実施することが望ましい**とされています。

⇒このようなパートタイマーや有期雇用者への定期健診を実施する場合に支給される助成金も今後実施される予定(キャリアアップ形成促進助成金)ですので、詳しい内容についてはご相談ください。

参考 URL : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d01-1.html>



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277